

山梨県公報

第千三百六十号

平成十五年

二月二十四日

月 曜 日

目 次

告 示

悪臭物質の規制区域及び規制基準の一部改正……………九三

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正……………九三

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………九三

保安林の指定の予定(二件)……………九三

道路の区域変更……………九四

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………九四

公 告

基本測量の終了……………九四

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………九五

告 示

山梨県告示第九十四号

悪臭物質の規制区域及び規制基準(昭和五十一年山梨県告示第二百三十五号)の一部を次のように改正し、平成十五年三月一日から施行する。

平成十五年二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「南部町、富沢町」を「南部町」に改める。
別添図面中南部町及び富沢町に係る部分を次の図のように改める。
(「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び所轄地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第九十五号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、平成十五年三月一日から施行する。
平成十五年二月二十四日
山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「南部町、富沢町」を「南部町」に改める。

別添図面中南部町及び富沢町に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び所轄地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第九十六号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正し、平成十五年三月一日から施行する。
平成十五年二月二十四日
山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「南部町、富沢町」を「南部町」に改める。

別添図面中南部町及び富沢町に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び所轄地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成十五年二月二十四日
山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

都留市鹿留字観能二六三九、二六四〇、二六四一の一、二六五三から二六五九まで、二六六〇の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡鵜沢町柳川地山二〇七二、二〇七二乙、二〇七二から二〇七四まで、二〇七八から二〇八二まで、二〇八五、二〇八七から二〇九〇まで、二〇九二から二〇一まで、二〇一五、二〇一六、二〇一八の二、二〇一八の二、二〇一九、二〇二〇の二、二〇二〇の二、二〇二一の二、二〇二一の二、二〇二二から二〇二七まで、神ノ前二〇三九、二〇四一、二〇四八、二〇四九、二〇五〇の二、二〇五一、神ノ上二〇七〇、日影林二二二八から二二三三まで、二二三四、荒沢一九五五、一九五八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び鵜沢町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年三月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府精進湖線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
東八代郡中道町大字上曾根字木ノ下一七三 九番の三地先から 東八代郡中道町大字上曾根字木ノ下一七六 〇番の一地先まで	一三・五〇	一三・五〇	一三・〇〇	一八六・〇
	一三・五〇	一三・五〇		
	一三・〇〇	一三・〇〇	一三・〇〇	一六〇・〇

山梨県告示第百号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、平成十五年三月一日から適用する。

平成十五年二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

二の2中「、南部町及び富沢町」を「及び南部町」に、二の7及び10中「南巨摩郡南部町及び富沢町」を「南巨摩郡南部町」に、二の22中「、南部町及び富沢町」を「及び南部町」に改める。

公 告

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十五年二月十二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨

の通知があった。

平成十五年二月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 作業種類 基本測量（基準点測量）

二 作業開始日 平成十四年五月二十七日

三 作業終了日 平成十四年十月一日

四 作業地域 甲府市、東八代郡芦川村並びに南都留郡道志村、河口湖町及び秋山村

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年二月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡河口湖町小立字虎杖六九二七の二の一部、六九二七の三、六九二七の四の一部及び六九二八の二並びに字三階七二八七の五八の一部、七二八七の五九の一部、七二八七の六〇の一部、七二八七の六三、七二八七の六四、七二八七の六七、七二八七の六八及び七二八七の六九

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路 緑地	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を土木部建築指導課、富士北麓・東部地域振興局都留建設部及び河口湖町に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩手県一関市萩荘字竹際四十九番地の一 学校法人 第一藍野学院

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 株式会社サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番